

## 日本国文部科学省とセルビア共和国青年・スポーツ省との間の 青少年・スポーツ分野における協力覚書

日本国文部科学省及びセルビア共和国青年・スポーツ省（以下、個別に「当事者」といい、総称して「両当事者」という）は、

両国間の友好的かつ緊密な関係の下で、  
両国で適用される国内法令及び一般制度を順守して、両国の利益のために、スポーツ・青少年分野を通じた友好関係を強化し、及び発展させるために、

以下のとおり決定した。

### 第1項 協力分野

両当事者は、以下における専門知識の交換を優先事項として発展させることにより、それぞれの能力及び権限についての枠組みの中で、青少年・スポーツに関する協力を継続していく意思を、ここに表明する。

- －機関間の協力
- －スポーツ科学及び医学
- －スポーツにおけるドーピングとの闘い
- －スポーツイベントの開催
- －スポーツの専門家の訓練
- －障がい者スポーツ
- －女性とスポーツの分野
- －スポーツ施設
- －青少年のためのスポーツと観光
- －青少年に関する政策、計画及びプログラム

### 第2項 協力及び実施の形式

協力の精神にのっとり、両当事者はここに、以下のとおり決定する。

- 1) スポーツ施設の設計及び建設並びにスポーツ用具の設置の提供において得られた経験に関する情報を提供すること。
- 2) 定期的その他の刊行物及び相互協議を通じ、青少年・スポーツに関連する共通の関心事項に関する情報を収集し、及び交換すること。
- 3) 各国において開催される青少年・スポーツ分野のセミナー、会議その他の会合に関する情報を提供すること。
- 4) スポーツ・フォー・オールに関連する活動を支援すること。
- 5) 様々な国立の青少年・スポーツ組織を通じた活動どうしの交流を支援すること。
- 6) 青少年についてのプログラム及び計画に関連する経験を交換すること。
- 7) 相互訓練及び専門知識の交換を目的として、各当事者により推薦された青少年・ス

- スポーツ分野における専門家の交流を支援すること。
- 8) 共通の関心である、各国で開催される青少年・スポーツ分野における講座、セミナー、シンポジウム及び会議への参加を支援すること。
  - 9) スポーツ分野における技術的、専門的及び管理機能を担う人材の訓練において協力すること。
  - 10) それぞれの国で開催されるスポーツイベントにおける、他方の国からのスポーツ代表団の参加を支援すること。
  - 11) いずれかの国の領域内で実施される、青少年の祭り及びキャンプへの参加を支援すること。
  - 12) スポーツ・青少年に関する観光分野における経験の交換及び両国のスポーツ・青少年に関する観光分野の発展を促進することを目的とし、各国により開催されるスポーツ・青少年に関する活動及び競技会に参加するため両国の国立機関の代表者を招待し、並びにスポーツ・青少年に関する観光分野における協力を強化するための訪問を支援すること。
  - 13) 情報交換及び共同プロジェクトの実施のために、国際組織及び機関内での青少年・スポーツ分野における協力を奨励すること。

### 第3項 財政事項

本協力覚書（以下、「本覚書」という）の下での協力活動に要する経費を負担するための財政事項は、利用可能な資金及び要員に沿って、個別の場合に応じて、両当事者によって協議される。

### 第4項 開始、期間及び終了

本覚書の下での協力は、両当事者による署名の日から開始し、4年間継続する。本覚書の下での協力は、いずれかの当事者が本覚書の終了の3ヶ月前に、別の事案に関する新たな覚書についての関心を表明するか、又はいずれかの当事者が他方の当事者に対し、本覚書の終了の6ヶ月前に、書面によって本覚書を終了させる意思を通知しない限り、4年の期間自動的に更新される。

### 第5項 修正

本覚書は、両当事者の相互の同意によって修正することができる。そのような修正は、書面によってなされる。いかなる修正も、両当事者によってともに決定された日付より開始し、本覚書の一部となる。

第6項  
紛争解決

本覚書の解釈又は実施に関して生じるいかなる紛争も、外交上の経路を通じた両当事者間の協議によって解決される。

2021年8月2日に東京において、同等の価値を有する日本語、セルビア語及び英語の言語による本書2通に署名された。解釈の相違がある場合には、英語による文書による。

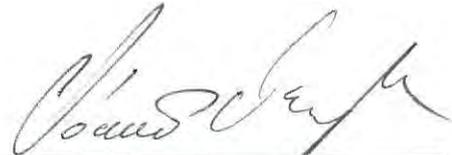
日本国  
文部科学省のために

セルビア共和国  
青年・スポーツ省のために

萩生田 光一

---

萩生田 光一  
文部科学大臣



---

ヴァーニャ・ウドヴィチッチ  
青年・スポーツ大臣